

令和元年度裾野市農業委員会 11月総会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日(月) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	而島 徹夫
		8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
		10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利	4	鈴木 昭子				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 杉本 一之 書記 中村健児 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

1	荻田 能文	3	服部 敏淳
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第29号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
- (3) 議第30号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
- (4) 議第31号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第32号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第33号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- (7) 議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について
- (8) 議第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

《付議8》《付議8》

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会11月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、1番 荻田能文委員、3番 服部敏淳委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の中村健児氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局	はい。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について (議案朗読)
議長	ただ今の報第11号について、質疑等がありましたらお願いします。
	(質問、意見等 なし)
議長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
	次に、議第29号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて 及び 議第30号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて 及び 議第31号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について は関連がありますので一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第29号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて 及び 議第30号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて 及び 議第31号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について (議案朗読・投影写真により説明)
議長	続きまして、地区担当委員 10番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、向田小学校から南に約50mのところに位置しており、農業振興地域内にある農用地です。面積は3筆合わせて1,909㎡で、地目は登記簿が田、現況が休耕地です。
	申請地は、平成23年に渡人が相続により取得しました。ですが、体調がすぐれず申請地の維持管理が行えないため、買ってくれる人を探していました。
	そこで、申請地のうち茶畑字向田1179の1を使用貸借で資材置き場敷地として転用、残る2筆を農地のまま売買するという計画を立て、令和元年8月の農業委員会においてそれぞれ農地法5条、3条の許可を得たところでした。
	ところが、転用事業と所有権移転が実施される前に、今回の譲受人に対し、3筆を農地のまま売買する話がまとまったため、8月に受けた許可を取り消し、改めて3条の許可申請に至りました。
	耕作は受人と妻で行いますが、本人は30年以上の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。
	農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。申請地取得後の経営農地は5,752㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から車で10分程度です。
	他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。
	耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。
	周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。
議長	質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。
	(質問、意見等 なし)
議長	質疑等がありませんので、お諮りします。議第29号及び議第30号並びに議第31号 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第32号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第32号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、市営プール南側に位置します。現況は休耕地となっています。

受人は、現在妻と子2人、妻の両親の計6人で暮らしており、店舗を借りて美容院を営んでおります。子供の成長と共に現在の住まいでは手狭となったため、店舗併用住宅を建てる計画をしました。一方、渡人は東京に住んでいて申請地の管理が出来ずに困っており、受人との間で話がまとまったため申請に至りました。

申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしている地域となっており、宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。また、申請地は市街化調整区域ではありますが、店舗併用住宅の計画について市まちづくり課との協議の上許可される見込みが立っており、他法との調整が図られていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

この案件は都市計画法上の開発行為に該当するため、農地法5条と開発行為の同時許可となります。

北側・東側は水路、南側は水路、西側は宅地に接しています。

隣地との境にはコンクリートの見切りを設置します。敷地内はアスファルト敷きを計画しており、雨水は南東側の雨水桝に集めて放流します。排水は、合併浄化槽を経由し、東側河川へ放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(意見、質問等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第33号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第33号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当推進委員 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

す。

地区担当委員

利用権設定地は、久根公民館から約 50m 北西に位置します。現況は畑で、面積は 1,555 m²です。

貸人の大塚さんはご家族の介護もあり、耕作管理に支障をきたし、平成 17 年から借人の杉山氏に賃貸借による利用権を設定しています。今回も同じ内容で更新するもので、6 回目の契約になります。

借人の杉山さんは、裾野市中核農業者協議会の会長やふれあい市の直販部会長などの役職経験があり、当市の中心的な農家の 1 人です。

杉山さんの経営面積は 8,699 m²で、銀杏や野菜を栽培するなど、経営農地は全て効率的に管理されております。

設定する期間は 3 年間で、賃貸借料は 10 a 当たり 15,000 円です。

利用権設定地では、引き続き野菜等の作付をすると聞いております。

現状も有効に活用されており、特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 33 号 番号 1 について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第 33 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について 番号 2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第 33 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について 番号 2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 6 番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、富岡第一幼稚園の約 130m 北東に位置します。現況は田、面積は 1,933 m²です。

利用権設定地は平成 30 年度まで市内の認定農業者が受人となり利用権を設定していましたが、高齢のため耕作が難しいという理由から、利用権設定を合意解約し、返還を受けていました。

ですが、貸人本人は耕作を行うことができないため、改めて借りてくれる相手を探し、今回の受人に対し利用権設定をすることで話がまとまったため、申請に至ったものです。

受人はすでに 7,356 m²の農地を耕作しており、農機具等も十分に保有しているため、今後の営農には問題ないと思われま。

耕作管理計画によりますと、自宅から利用権設定地までの距離は 1.5 キロメートル、自動車ですら 5 分ほどの距離であるため、営農に支障はありません。

利用権設定地では、水稲を作付けする計画となっています。

契約は使用貸借で、期間は令和元年 12 月からの 5 年間で。

農地の形状を変えず耕作を行う計画のため、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号2について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 8番 飯塚芳正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地はキッズセンターあいから南に約50mのところの位置しています。利用権設定地の地目は登記簿・現況共に畑で、面積は691㎡です。

貸人は、平成30年11月に相続により利用権設定地を取得しましたが、全体の耕作管理を自身で行うことが難しく、借りてくれる人を探すため、市農業委員会事務局に相談していました。

一方借受人は、現在三島市の農園で研修生として働きつつ、就農に必要な農地を探しており、同様に市農業委員会事務局に相談していました。そこで、今回の利用権設定地の紹介を受け、面積・場所等も条件に見合うことから、借り受けることで話がまとまり、申請に至ったものです。

借受に関しては中間管理事業を活用しますが、機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者は新規就農者のため経営面積は現在0㎡ですが、三島市の農園での研修経験があるほか、長野県の農業法人でも職員として働いていた経験があり、貸付後の営農に問題はないかと思われま。貸付期間は5年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受者に貸し出され、さつまいもを作付けする計画です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局	はい。議第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 （議案朗読・投影写真により説明）
議長	続きまして、地区担当委員 3番 服部敏淳委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	利用権設定地は東名カントリーゴルフクラブから南に約370mのところに位置しています。利用権設定地は3筆あり、すべて地目は登記簿・現況共に畑です。面積は3筆合計2,408㎡です。 利用権設定地は平成26年から農地利用円滑化事業を活用して借受人に貸し付けられていたところですが、その期間が令和元年1月末で満了するため、農地中間管理事業に切り替えて再度利用権設定をすることになり、申請に至ったものです。 借受人は裾野市の認定農業者として積極的に花きの生産を行っており、営農には問題がないと思われまます。 貸付期間は6年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、機構に中間管理権が設定されたら、借受人に貸し出され、花きを作付けする計画です。 これまでと使用形態が変わらないため、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
議長	質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。 (質問、意見等 なし)
議長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号2について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは、全会一致で決定することに決定します。 次に、議第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。 こちらの案件については、飯塚芳正委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、飯塚芳正委員は、議案審議の間、一時退席願います。 (飯塚芳正委員 退席)
議長	事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1 （議案朗読・投影写真により説明）
議長	続きまして、地区担当委員 12番 岡田廣正委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	願出地は、裾野中央自動車学校の70m西側に位置します。願出地の面積は3筆合計1,946㎡です。地目は畑で、現況も畑として適正に管理されております。 願出人の飯塚朝麻子氏は、故・飯塚まさ子氏の孫で、現在43歳、職業は農業です。今年2月にまさ子氏が死去したため、相続人の間で遺産分割協議を進めておりまし

たが、この度、麻子氏が願出地で農業を続けることになり、協議が整いました。

そこで、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。

現況と同じく、願出地では露地野菜を作付する計画です。

麻子氏と夫の隆行氏、同居する両親（芳正氏、浪子氏）の4人で耕作管理を行います。

願出地は、耕作に関する特段の支障はないものと思われます。

麻子氏夫婦は、まさ子氏が亡くなる前から10年ほど耕作をしておりました。また、芳正氏は50年、浪子氏は40年の農業経験があります。麻子氏の年齢、家族構成等からも、今後自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号1について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。

飯塚芳正委員にご着席願います。

(飯塚芳正委員 着席)

議 長 以上で、全ての議案が終了しました。これをもって令和元年度裾野市農業委員会11月総会を閉会します。

令和元年11月11日 (会議録署名人)

1番署名人

萩田能文

3番署名人

服部敏彦

